

平成 21 年度決算に係る健全化判断比率  
及び資金不足比率審査意見書

平成 22 年 8 月

尼崎市監査委員

報告監第14号

平成22年8月25日

尼崎市長  
白井 文 様

尼崎市監査委員 須賀 邦 郎

同 堀 智 子

同 小柳 久 嗣

同 都 築 徳 昭

平成21年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成21年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行った。

その結果について、次のとおり意見を提出します。

## 目 次

第1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
第2	審査の結果及び意見	1
1	審査の結果	1
(1)	健全化判断比率	1
(2)	資金不足比率	2
2	健全化判断比率等の状況	2
(1)	実質赤字比率について	2
(2)	資金不足比率について	3
(3)	連結実質赤字比率について	4
(4)	実質公債費比率について	6
(5)	将来負担比率について	7
(6)	平成20年度決算数値における各指標の相関関係及び類似都市比較	8
3	まとめ	10
(1)	今回の算定結果について	10
(2)	要望事項	10
< 参考資料 >		
1	健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計	12
2	健全化判断比率及び資金不足比率の算定式	13
3	類似都市の財政指標等	19
4	用語説明	22

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

平成21年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算（以下「平成21年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第3条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）財政健全化法第22条で定める資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

平成22年7月9日から平成22年8月18日まで

### 3 審査の方法

審査に付された平成21年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同附属書類、会計諸帳簿等とを照合し、確認を行った。

なお、審査に当たっては、関係職員の説明を求めたほか、決算審査及び出資団体監査等の結果を参考とした。

## 第2 審査の結果及び意見

### 1 審査の結果

審査に付された次の平成21年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等の計数と符合し、いずれも適正であると認められた。

#### (1) 健全化判断比率

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	-	11.25%	20%
連結実質赤字比率	-	-	-	16.25%	40%
実質公債費比率	10.1%	10.4%	10.5%	25%	35%
将来負担比率	217.2%	205.8%	192.0%	350%	

(2) 資金不足比率

	会 計 名	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	経営健全化基準
法 適 用 企 業	水道事業会計	-	-	-	20%
	工業用水道事業会計	-	-	-	20%
	自動車運送事業会計	-	-	5.9%	20%
	下水道事業会計	-	-	-	20%
法 非 適 用 企 業	廃棄物発電事業費会計	-	-	-	20%
	地方卸売市場事業費会計	-	-	-	20%
	都市整備事業費会計	-	-	-	20%

注 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については、実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額がない場合は「-」で表示される。

連結実質赤字比率の財政再生基準は30%であるが、平成21年度（平成20年度決算）及び平成22年度（平成21年度決算）については40%、平成23年度（平成22年度決算）については35%とする経過措置がある。

2 健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率について

ア 本市の状況

本市の平成21年度実質収支額は、1,000万円の黒字で、実質赤字比率は、「-」で表示される。

実質赤字比率を数値で示すと、平成21年度は 0.01%である。

(単位：百万円)

会 計 名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	対前年度 増減額	対前年度 増減率 (%)
一般会計	242	22	10	12	56.6
用品調達事業費会計	0	0	0	0	-
育英事業費会計	0	0	0	0	-
公共用地先行取得事業費会計	0	0	0	0	-
中小企業勤労者福祉共済事業費会計	42	15	-	15	皆減
公害病認定患者救済事業費会計	1	0	0	0	17.1
母子及び寡婦福祉資金貸付事業費会計	-	-	0	0	-
青少年健全育成事業費会計	0	0	0	0	-
一般会計等実質収支額	285	37	10	27	73.7
実質赤字比率	- ( 0.30%)	- ( 0.03%)	- ( 0.01%)	- (0.02)	-

中小企業勤労者福祉事業費会計は平成20年度末に廃止され、母子及び寡婦福祉資金貸付事業費会計は平成21年度に新設された。

平成21年度は、辛うじて黒字を保っているものの、次表のとおり、将来への備えである基金を21億円取り崩したほか、市債充当率の嵩上げや前年度を上回る退職手当債など市債81億円の発行を合わせた、約101億円の財源対策を講じた結果である。

財源対策の内容

(単位：百万円)

	基金の取崩し	市債充当率の嵩上げ等	退職手当債の発行	外郭団体に対する建設債還金の繰延べ	不動産の売却	計
平成19年度	-	2,014	4,000	1,166	1,132	8,312
平成20年度	4,585	1,654	2,869	-	-	9,108
<b>平成21年度</b>	<b>2,050</b>	<b>4,416</b>	<b>3,661</b>	-	-	<b>10,127</b>

アルカイク広場整備事業に係る市債充当率の嵩上げ49億5,600万円を除く。

イ 類似都市との比較

本市の状況を中核市41市のうちの類似都市(人口42万人以上58万人未満、第二次、第三次産業95%以上、県庁所在地を除く都市:8市(以下「類似都市」という。))の平成20年度決算数値<参考資料3(1)>で比較すると、実質赤字比率(0.03%)は、8市中、前年度と同様最も高い(悪い)。(平均値(尼崎市を除く。以下同じ。):3.05%)

(2) 資金不足比率について

本市の状況

本市の平成21年度の資金不足(剰余)額は、次表のとおりであり、自動車運送事業会計で1億8,400万円の資金不足が生じ、資金不足比率は5.9%となった。

各会計の資金不足(剰余)額

(単位：百万円)

区分	会計名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	対前年度増減額	対前年度増減率(%)
法適用企業	水道事業会計	2,956	2,909	<b>3,772</b>	863	29.7
	工業用水道事業会計	5,435	3,791	<b>3,227</b>	564	14.9
	自動車運送事業会計	409	355	<b>184</b>	539	152.0
	下水道事業会計	668	1,912	<b>3,074</b>	1,162	60.8
法非適用企業	廃棄物発電事業費会計	17	13	<b>45</b>	32	253.2
	地方卸売市場事業費会計	120	144	<b>183</b>	39	26.8
	都市整備事業費会計	0	0	<b>0</b>	0	-

資金不足(剰余)額の「」は資金不足額を表示している。

法適用企業のうち、工業用水道事業会計及び自動車運送事業会計は、平成21年度決算において前年度に引き続き、純損失を計上している。

工業用水道事業会計は、旧北配水場の土壌汚染による新高校建設工事中断に伴う特別損失により、4,200万円の純損失を計上し、5年連続の赤字決算となったものの、経常収支では前年度に続き黒字となり、32億2,700万円の資金剰余となっている。

一方、自動車運送事業会計は、運送収益の減少などによる経常損失に加え、合理化に伴う退職金の支払い等による特別損失により、3年連続の赤字決算となり、6億1,600万円の未処理欠損金を計上している。その結果、現金預金期末残高は、前年度末に比べ2億5,300万円減少し、6,100万円にまで落ち込んでいる。

次に、法適用企業において、1年以内に償還される借入金（企業債）が、借入資本金として計上され、流動負債に計上されないという公営企業に係る会計制度上の問題が指摘されている。この点を調整した実質的な資金剰余額を算定すると、次表のとおり水道事業会計30億9,200万円、工業用水道事業会計31億5,300万円となる。一方、自動車運送事業会計は5億4,500万円の資金不足となり、下水道事業会計は27億3,900万円の資金不足と試算される。ただし、下水道事業会計においては、減価償却期間と企業債償還期間との差異により、構造的に資金不足状態にあるが、国による負債償還可能額算定方式により、解消可能資金不足額を算定すると、本市の場合、約111億円となり、資金不足額は生じない。

【1年以内に償還期日が到来する企業債を流動負債とした実質的な資金剰余額】

（単位：百万円）

会 計 名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	対前年度 増減額	対前年度 増減率(%)
水道事業会計	977	2,261	3,092	830	36.7
工業用水道事業会計	4,133	3,346	3,153	193	5.8
自動車運送事業会計	148	72	545	617	862.6
下水道事業会計	0	0	0	0	-

資金剰余額の「 - 」は資金不足額を表示している。

(3) 連結実質赤字比率について

ア 本市の状況

一般会計等及び公営事業会計を連結ベースで算定した実質収支額は、黒字であり、連結実質赤字比率は、「 - 」で表示される。

連結実質赤字比率を数値で示すと、平成21年度は 12.26%であり、前年度に比べ1.01ポイント低下（改善）している。

## 各会計の実質収支(資金剰余)額

(単位:百万円)

会 計 名	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	対前年度 増減額	対前年度 増減率(%)
一般会計等	285	37	10	27	73.7
実質赤字比率	( 0.30%)	( 0.03%)	( 0.01%)	(0.02)	-
国民健康保険事業費会計	764	1,211	1,005	205	17.0
介護保険事業費会計	245	330	491	161	48.9
老人保健医療事業費会計	504	173	0	173	99.8
後期高齢者医療事業費会計	-	64	44	20	30.7
農業共済事業費会計	9	9	8	1	7.3
駐車場事業費会計	0	0	0	0	-
競艇場事業費会計	112	46	247	201	438.5
小 計	626	1,485	1,795	310	20.9
水道事業会計	2,956	2,909	3,772	863	29.7
工業用水道事業会計	5,435	3,791	3,227	564	14.9
自動車運送事業会計	409	355	184	539	152.0
下水道事業会計	668	1,912	3,074	1,162	60.8
小 計	9,469	8,966	9,889	923	10.3
廃棄物発電事業費会計	17	13	45	32	253.2
地方卸売市場事業費会計	120	144	183	39	26.8
都市整備事業費会計	0	0	0	0	-
小 計	137	157	227	71	45.1
合 計	10,517	10,646	11,921	1,276	12.0
標準財政規模	94,812	94,579	97,169	2,590	2.7
連結実質赤字比率	( 11.09%)	( 11.25%)	( 12.26%)	( 1.01)	-

実質収支(資金剰余)額の は実質赤字(資金不足)額を表示している。

この計算は、(1)の一般会計等実質収支額に(2)の資金不足(剰余)額を加え、更に、国民健康保険事業費会計、介護保険事業費会計及び後期高齢者医療事業費会計等の7特別会計の実質収支額を加えた計算結果である。

平成21年度の実質収支額は、前年度と比べ、12億7,600万円(12.0%)増加(改善)している。これは、一般会計等実質収支額で2,700万円減少したものの、公営企業に係る特別会計(法適用企業)で9億2,300万円、国民健康保険事業費会計等の7特別会計で3億1,000万円増加したことによるものである。

しかしながら、国民健康保険事業費会計及び介護保険事業費会計の実質収支額については、概算交付された国庫支出金等の精算返納分が多く含まれており、また、国民健康保険事業費会計は、医療費等が急増した場合に大きな影響を受けることから、その実態は不安定であり、留意が必要である。

## イ 類似都市との比較

本市の状況を類似都市の平成20年度決算数値<参考資料3(1)>と比較すると、連結実質赤字比率(11.25%)は、8市中、前年度と同様中位にある。(平均値:13.10%)

(4) 実質公債費比率について

ア 本市の状況

平成19年度から平成21年度の3か年平均である実質公債費比率は、前年度に比べ、0.1ポイント上昇(悪化)し、10.5%となったものの、早期健全化基準である25.0%を大きく下回っている。

実質公債費比率の状況

実質公債費比率 (3か年平均)			【参考】実質公債費比率 (単年度)	
平成19年度 10.1%	平成20年度 10.4%	平成21年度 10.5%	平成17年度	10.5%
			平成18年度	11.2%
			平成19年度	8.8%
			平成20年度	11.3%
			平成21年度	11.3%

備考： 実質公債費比率は、単年度の実質公債費比率の直近3か年の平均値で算定する。

しかしながら、多額の市債残高(2,699億円)を抱える中、今後、土地開発公社経営健全化計画に基づき発行された公共用地先行取得事業債をはじめ、退職手当債の償還が本格的に始まるため、平成21年度単年度の11.3%から更に上昇する見込みである。

イ 類似都市との比較

(ア) 市債残高

本市の状況を類似都市の数値(平成20年度決算数値を標準財政規模で規模補正した市債残高：<参考資料3(1)>)で比較すると、市債残高(2,681億円)は、8市中、前年度と同様最も額が多く、平均値の約1.7倍となっている。(平均値：1,572億円)

なお、類似都市と金額の比較を行う場合は、都市間で財政規模に違いがあるため、規模補正として、尼崎市の標準財政規模で割り戻した額を求めたうえで比較している。(以下規模補正という場合は同様の補正を行っている。)

(イ) 実質公債費比率

本市の状況を類似都市の平成20年度決算数値<参考資料3(1)>で比較すると、実質公債費比率(10.4%)は、8市中、前年度と同様中位にあり、平均値の約1.2倍となっている。(平均値：9.0%)

(5) 将来負担比率について

ア 本市の状況

将来負担比率の算定式

(単位：百万円)

将来負担額 A	-	充当可能財源等 B	=	純負担額 A - B	=	将来負担比率
362,836		201,246		161,590		
<hr/>						
標準財政規模 C	-	算入公債費等の額 D	=	C - D	=	192.0%
97,169		13,025		84,143		

平成21年度の将来負担比率は、算定の結果、192.0%となった。

将来負担額には、地方債の現在高(2,699億円) 公営企業債等繰入見込額(349億円) 市職員退職手当負担見込額(292億円) 土地開発公社、外郭団体等設立法人等の負担見込額(188億円) 及び債務負担行為に基づく支出予定額(87億円) 等があり、総額3,628億円と算出された。

この将来負担額から、保有する基金残高を含む充当可能財源等(2,012億円)を差し引いた純負担額は1,616億円となっている。標準財政規模から基準財政需要額に算入された公債費を差し引いた額で純負担額を除した値(将来負担比率)は192.0%となり、早期健全化基準350%を下回っている。

将来負担比率は、前年度(205.8%)に比べ、13.8ポイント低下(改善)したものの、総務省まとめの平成20年度市区町村平均値(100.9%)の約1.9倍となっており、なお高い(悪い)水準となっている。

イ 類似都市との比較

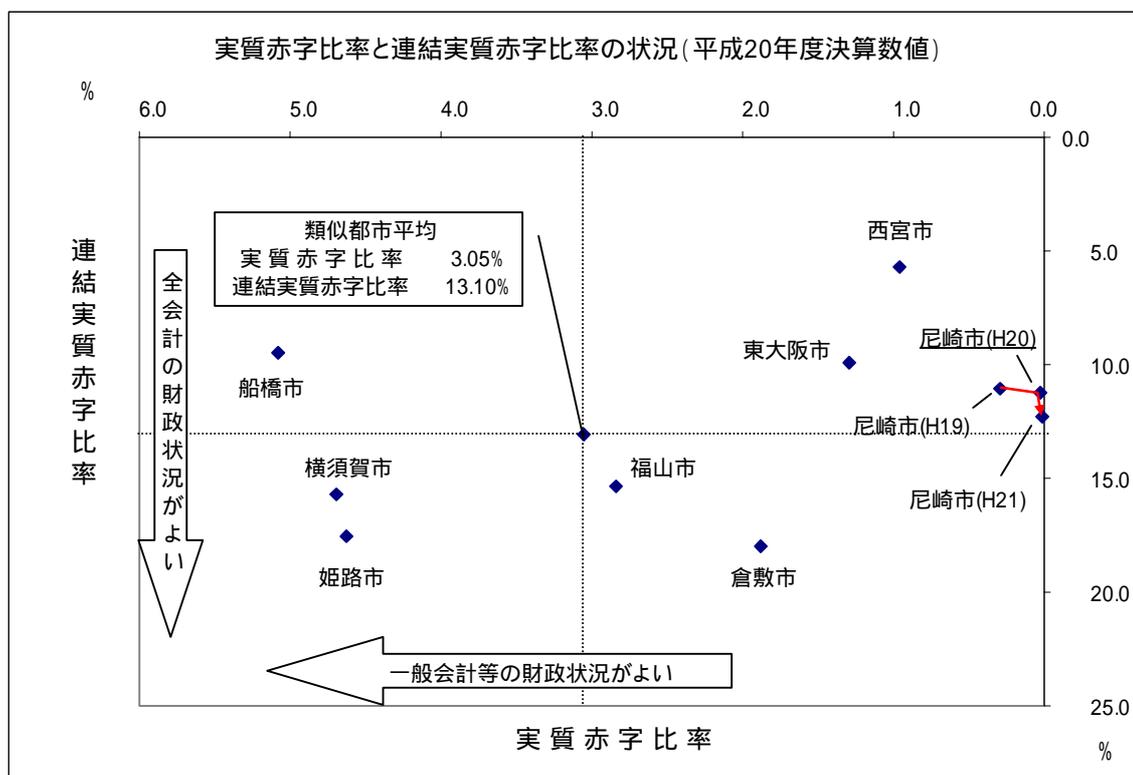
本市の状況を類似都市の平成20年度決算数値<参考資料3(1)、(2)>で比較すると、将来負担比率(205.8%)は、8市中でも突出して高い(悪い)状況にあり、平均値に比べ、約2.5倍となっている。(平均値：81.6%)

また、本市の平成20年度の将来負担額(3,724億円)は、標準財政規模(経常的一般財源の規模)の約4年分に達しており、市民1人当たりの負担額は約80万円(純負担額は約36万円)となっている。

(6) 平成20年度決算数値における各指標の相関関係及び類似都市比較

ア 実質赤字比率と連結実質赤字比率

財政運営の成績をみる指標として、実質赤字比率と連結実質赤字比率について、類似都市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。



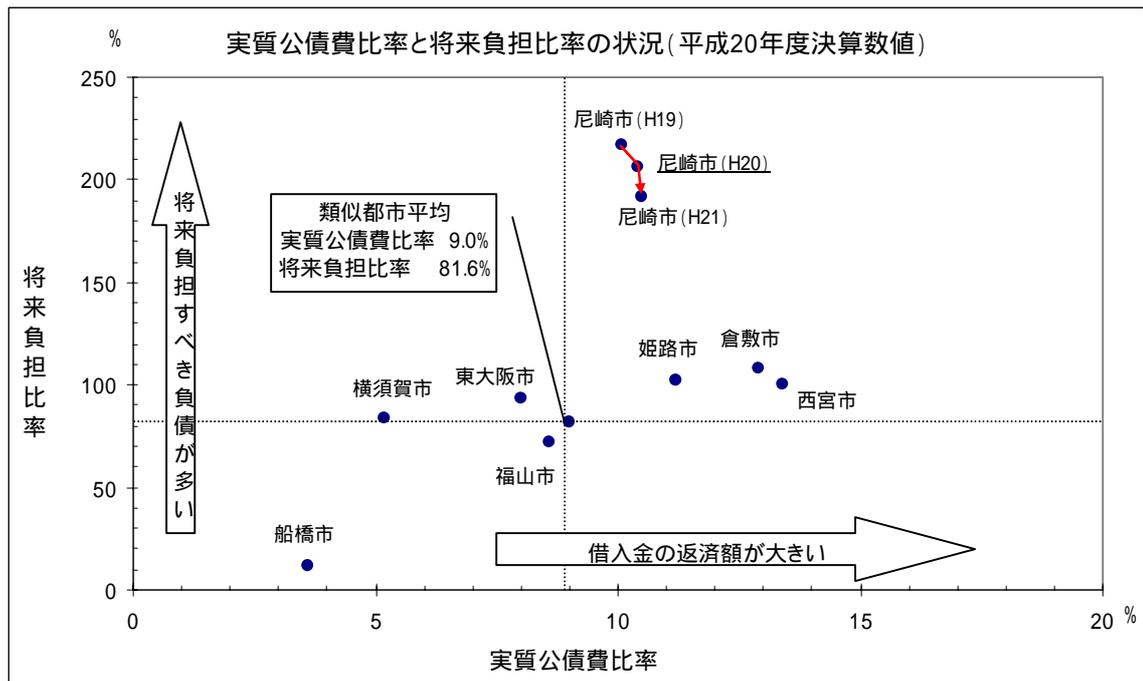
横軸は実質赤字比率、縦軸は連結実質赤字比率を示している。いずれの数値も赤字額が生じていないことから、マイナス( )で表示されており、マイナスの数値が高いほど財政状況が良好な状態を表す。

類似都市平均を中心に置いた場合、中心より右上のゾーンは、一般会計等のみの実質赤字比率と地方公営企業会計等を連結した連結実質赤字比率のどちらも、類似都市平均値より悪いと考えられる。

## イ 実質公債費比率と将来負担比率

実質公債費比率と将来負担比率の共通の算定要素である市債については、償還が始まるまでは将来負担比率を高く（悪く）する要因となり、償還が始まればその減少に伴い将来負担比率を低下（改善）させ、実質公債費比率を上昇（悪化）させる要因となるなど、両比率は相互に関連している。

こうした両比率の関連性を踏まえ、類似都市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。



借入金の毎年の返済額の大きさを示す実質公債費比率を横軸に、将来負担すべき実質的な負債全体の大きさを示す将来負担比率を縦軸に置いて比較した。

類似都市平均を中心に置いた場合、中心より右上のゾーンは、類似都市の中で、借入金の返済額が大きく、かつ、将来負担すべき負債も大きいと考えられる。

本市の場合は、右上のゾーンにあって、返済額が大きいうえに、将来負担すべき負債が突出して大きいことがわかる。

本市の場合、公共用地先行取得事業債や退職手当債など、その償還元金等が普通交付税の算定対象とならない市債が多く、それらの償還がまだ本格的には始まっていないことから、実質公債費比率に比べ将来負担比率が高く（悪く）なっている。

今後、これらの市債の償還が本格的に始まるため、実質公債費比率は上昇（悪化）するものと見込まれる。

### 3 まとめ

#### (1) 今回の算定結果について

今回算定の平成21年度健全化判断比率、資金不足比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、財政健全化団体や経営健全化団体の対象とはならなかった。しかし、本市財政の実態が健全な状態にはないことを「健全化判断比率等の状況」で記述したところであり、多くの問題を抱えている。

#### (2) 要望事項

地方分権化が進む中、事務権限を強化し、基礎自治体としてできるだけ市民の身近で行政を遂行し、より一層市民サービスの向上を図るため、本市は平成21年4月、中核市に移行した。

その初年度となる21年度決算では、一般会計等の実質収支額は、わずか1,000万円となった。これは、後年度の備えである基金21億円を取り崩したほか、退職手当債等81億円もの市債発行といった、100億円を超える財源対策を講じた結果、辛うじて黒字を保っているに過ぎない。こうしたことから、実質赤字比率は、財源対策を控除して考えると、実態的には10.4%となり、財政健全化団体の一步手前の状況にあるとも言える。

本市では、経営再建プログラム（平成15～19年度）、行財政構造改革推進プラン（平成20～24年度）を策定し、プログラムとプランを合わせた10年間で財政再建を果たすこととし、最終の24年度には＜実質的な収支均衡＞という最終目標を掲げている。

世界同時不況などの影響を受け、実質収支額を黒字化するための財源対策額は、19年度83億円、20年度91億円、21年度は101億円と、拡大している。歳出削減の抜本的追加策を早期に講じなければ、ゴール（最終目標）が更に遠のくことは必至である。

次に、公営企業の資金不足比率をみると、自動車運送事業会計において、経常損失に加え、退職金の支払いにより、多額の純損失を計上し、資金不足が生じた（資金不足比率5.9%）。今年秋から高齢者市バス特別乗車証制度の有料化が段階的に実施され、この影響により、同事業の先行きは大変厳しいものと見込まれ、現行の経営計画に追加施策が必要となる可能性がある。

続いて、実質公債費比率については、P.6及びP.9で記述したように、今後、土地開発公社の経営健全化に係る公共用地先行取得事業債に加え、財源対策としての退職手当債などの市債の償還が本格化し、公債費の増加により比率が上昇すると見込まれる。償還のための自主財源による負担も増えるため、財政の硬直化に拍車がかかることとなる。

将来負担比率については、市債以外の将来負担額が減少し、19年度の217%から21年度は192%まで低下した。20年度決算数値では、中核市平均の約2倍の水準であり、41市中39位、また県庁所在地を除くと最下位となっている。この将来負担の中心を占める市債残高は、類似都市と比較しても突出している。これは、バブル期の投資的事業に対する財政面での正常化に向けた処理及び震災復興事業の推進の結

果であるが、将来負担の重さを端的に物語っている。

この<将来負担比率の低減>は、本市において<単年度実質収支の均衡>と並ぶ重要課題であるが、その達成には、様々な施策の実行とある程度の期間を要する課題である。今後は、低減目標値の設定とそのスケジュール化が必要である。

最後に、今後の本市財政再建に当たっては、議会をはじめ市民の理解と協力は不可欠である。そのためには、まず、現在及び将来の財政状況や目指す目標とその道筋を職員に徹底することはもとより、すべての市民と認識を共有することが必要である。

市長においては、本市の厳しい状況を市民に分かりやすく説明する努力を重ね、実質的な収支均衡の達成が画餅に帰すことのないよう、議会、市民と一体となって、迅速かつ抜本的な改革を推し進められたい。

< 参考資料 >

1 健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計

一 般 会 計		一 般 会 計 等	実質赤字比率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
特 別 会 計	用品調達事業費会計 育英事業費会計 公共用地先行取得事業費会計 公害病認定患者救済事業費会計 母子及び寡婦福祉資金貸付事業費会計 青少年健全育成事業費会計					
	国民健康保険事業費会計 介護保険事業費会計 老人保健医療事業費会計 後期高齢者医療事業費会計 農業共済事業費会計 駐車場事業費会計 競艇場事業費会計					
	法適用 水道事業会計 工業用水道事業会計 自動車運送事業会計 下水道事業会計	資 金 不 足 比 率				
	法非適用 廃棄物発電事業費会計（電気事業） 地方卸売市場事業費会計（市場事業） 都市整備事業費会計（宅地造成事業）					
一部事務 組合、広 域連合	丹波少年自然の家事務組合 阪神水道企業団 兵庫県競馬組合 兵庫県後期高齢者医療広域連合					
地方公社 第三セクター 等	尼崎市土地開発公社 （財）尼崎市総合文化センター （財）尼崎健康・医療事業財団 （財）尼崎市環境整備事業公社 社会福祉法人阪神福祉事業団 尼崎市民共済生活共同組合 兵庫県信用保証協会					

2 健全化判断比率及び資金不足比率の算定式（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料等から抜粋）

(1) 健全化判断比率の算定式

ア 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率( - )} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額( - )}}{\text{標準財政規模 97,168,637 千円}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
  - ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
- 繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額  
 = 形式赤字 + (継続費の通次繰越額 + 繰越明許費繰越額 + 事故繰越額 - 未収入特定財源)
- 支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- 事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

項 目		金 額(千円)
歳入総額		201,008,845
歳出総額		200,582,707
歳入歳出差引額	= -	426,138
翌年度に繰り越すべき財源		416,406
一般会計等実質収支額	- = A	9,732
標準財政規模	B	97,168,637
<b>実質赤字比率</b>	<b>A / B</b>	<b>- ( 0.01%)</b>

イ 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率( - )} = \frac{\text{連結実質赤字額( - )}}{\text{標準財政規模 97,168,637 千円}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
  - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

（単位：千円）

会 計 名		実質収支額	資金剰余額
一般会計等		9,732	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業費会計	1,005,269	
	介護保険事業費会計	490,817	
	老人保健医療事業費会計	276	
	後期高齢者医療事業費会計	44,077	
	農業共済事業費会計	8,141	
	駐車場事業費会計	0	
	競艇場事業費会計	247,194	
公営企業会計	法適用企業	水道事業会計	3,772,453
		工業用水道事業会計	3,226,825
		自動車運送事業会計	184,410
		下水道事業会計	3,074,087
	法非適用企業	廃棄物発電事業費会計	44,584
		地方卸売市場事業費会計	182,899
都市整備事業費会計		0	
合 計			11,921,392
標準財政規模			97,168,637
連結実質赤字比率			- ( 12.26%)

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率 (3か年平均) 10.5%	=	$\frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \text{(特定財源 + 算入公債費等)}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}}$
-----------------------------	---	--

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
  - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
  - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ホ 一時借入金の利子
- ・ 算入公債費等：元利償還金・準元利償還金のうち基準財政需要額に算入された額

（単位：千円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
A 地方債の元利償還金	20,415,600	22,282,694	22,709,565
B 準元利償還金	6,475,951	6,364,508	5,961,659
C 特定財源	5,882,382	6,035,430	6,115,624
D 算入公債費等	13,848,942	13,395,669	13,025,283
E 標準財政規模	94,812,210	94,578,581	97,168,637
A + B 地方債の元利償還金・準元利償還金	26,891,551	28,647,202	28,671,224
C + D 特定財源 + 算入公債費等	19,731,324	19,431,099	19,140,907
(A + B) - (C + D)	7,160,227	9,216,103	9,530,317
E - D 標準財政規模 - 算入公債費等	80,963,268	81,182,912	84,143,354
F 実質公債費比率（単年度） (A + B) - (C + D) / (E - D)	8.8%	11.3%	11.3%
<b>実質公債費比率（3か年平均）</b>	<b>10.5%</b>		

## 工 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left[ \begin{array}{l} \text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ + \text{基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}}$$

192.0%

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
  - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
  - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
  - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
  - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - ト 連結実質赤字額
  - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金
- ・ 基準財政需要額算入見込額：地方債現在高等の償還金として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額
- ・ 算入公債費等：(P.15 「ウ 実質公債費比率」算定式の説明欄参照)

（単位：千円）

項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	対前年度 増 減
将来負担額 A	372,643,992	372,403,259	<b>362,835,559</b>	9,567,700
地方債の現在高	258,076,755	268,117,442	<b>269,939,710</b>	1,822,268
債務負担行為に基づく支出予定額	9,981,385	10,236,196	<b>8,690,892</b>	1,545,304
公営企業債等繰入見込額	40,233,658	37,012,769	<b>34,931,432</b>	2,081,337
組合等負担等見込額	1,683,639	1,489,702	<b>1,290,172</b>	199,530
退職手当負担見込額	35,238,471	32,667,842	<b>29,213,611</b>	3,454,231
設立法人の負債額等負担見込額	27,430,084	22,879,308	<b>18,769,742</b>	4,109,566
充当可能財源等 B	196,739,171	205,262,712	<b>201,245,667</b>	4,017,045
充当可能基金	11,237,581	19,283,057	<b>17,117,132</b>	2,165,925
充当可能特定歳入	64,412,450	69,436,759	<b>67,891,215</b>	1,545,544
基準財政需要額算入見込額	121,089,140	116,542,896	<b>116,237,320</b>	305,576
A - B	175,904,821	167,140,547	<b>161,589,892</b>	5,550,655
標準財政規模 C	94,812,210	94,578,581	<b>97,168,637</b>	2,590,056
算入公債費等 D	13,848,942	13,395,669	<b>13,025,283</b>	370,386
C - D	80,963,268	81,182,912	<b>84,143,354</b>	2,960,442
将来負担比率 (A - B) / (C - D)	217.2%	205.8%	<b>192.0%</b>	13.8

## 〔地方債の現在高の内訳〕

(単位：千円)

区 分		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	対前年度増減	
一 般 会 計	普 通 債	土木	57,481,283	73,450,648	<b>69,978,127</b>	3,472,521
		教育	20,870,748	20,424,238	<b>22,640,191</b>	2,215,953
		衛生	36,439,684	34,231,504	<b>32,104,587</b>	2,126,916
		その他の普通債	47,377,971	45,911,993	<b>43,399,617</b>	2,512,376
		小計	162,169,686	174,018,383	<b>168,122,523</b>	5,895,860
	災害復旧債	3,122,954	2,376,993	<b>1,614,028</b>	762,964	
	そ の 他	臨時財政対策債	30,270,961	32,403,834	<b>36,159,675</b>	3,755,840
		退職手当債	5,665,800	8,466,216	<b>11,949,170</b>	3,482,954
		その他減税補てん債等	17,340,931	16,763,901	<b>18,448,071</b>	1,684,171
		小計	53,277,692	57,633,951	<b>66,556,916</b>	8,922,965
公共用地先行取得事業債		39,506,423	34,088,116	<b>33,646,243</b>	441,873	
合 計		258,076,755	268,117,442	<b>269,939,710</b>	1,822,267	

## 〔公営企業債等繰入見込額の内訳〕

(単位：千円)

特別会計名	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	対前年度増減
水道事業会計	495,255	470,967	<b>419,878</b>	51,089
自動車運送事業会計	553,705	634,362	<b>443,979</b>	190,383
下水道事業会計	37,589,899	34,487,414	<b>32,808,059</b>	1,679,355
地方卸売市場事業費会計	234,849	192,854	<b>160,620</b>	32,234
駐車場事業費会計	1,359,950	1,227,172	<b>1,098,896</b>	128,276
合 計	40,233,658	37,012,769	<b>34,931,432</b>	2,081,337

## 〔設立法人の負債額等負担見込額の内訳〕

(単位：千円)

法人名	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	対前年度増減
尼崎市土地開発公社	16,501,106	13,146,367	<b>10,211,654</b>	2,934,713
尼崎市総合文化センター	4,613,852	4,092,823	<b>3,575,793</b>	517,030
尼崎健康・医療事業財団	5,944,560	5,284,054	<b>4,623,548</b>	660,506
尼崎市環境整備事業公社	179,120	134,340	<b>89,560</b>	44,780
尼崎市民共済生活協同組合	30,000	30,000	<b>30,000</b>	0
阪神福祉事業団	143,514	134,421	<b>137,690</b>	3,269
兵庫県信用保証協会	17,932	57,303	<b>101,497</b>	44,194
合 計	27,430,084	22,879,308	<b>18,769,742</b>	4,109,566

(2) 資金不足比率の算定式

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
--

・ 資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業） = （流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産） - 解消可能資金不足額（ ）

資金の不足額（法非適用企業） = （繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高） - 解消可能資金不足額（ ）

解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

・ 事業の規模：

事業の規模（法適用企業） = 営業収益の額（ ） - 受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業） = 営業収益に相当する収入の額（ ） - 受託工事収益に相当する収入の額

指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

（単位：千円）

区分	会 計 名	資金剰余額	事業の規模	資金不足比率
法適用 企業	水道事業会計	3,772,453	9,828,318	-
	工業用水道事業会計	3,226,825	1,680,119	-
	自動車運送事業会計	184,410	3,108,307	5.9%
	下水道事業会計	3,074,087	11,349,501	-
法非適 用企業	廃棄物発電事業費会計	44,584	254,548	-
	地方卸売市場事業費会計	182,899	347,096	-
	都市整備事業費会計	0	569,824	-

### 3 類似都市の財政指標等（総務省・地方財政状況調査関係資料等から抜粋）

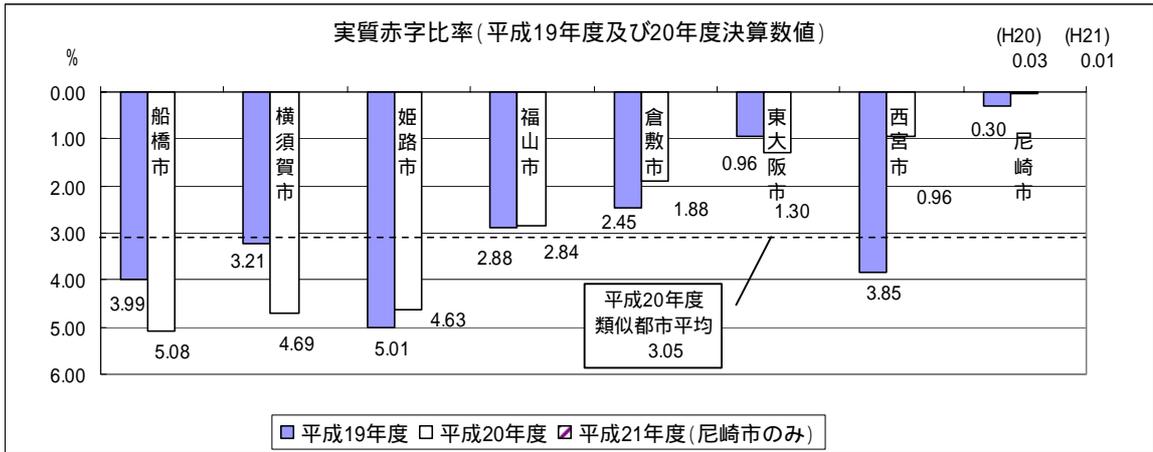
#### (1) 財政指標等（平成20年度決算数値）

（単位：人・km<sup>2</sup>・%・百万円）

区 分	尼崎市	船橋市	横須賀市	東大阪市	姫路市	西宮市	倉敷市	福山市	
人口（17年国調）	462,647	569,835	426,178	513,821	536,232	465,337	469,377	459,087	
面積	49.81	85.64	100.68	61.81	534.42	99.96	354.72	518.07	
健全化判断比率	実質赤字比率	0.03	5.08	4.69	1.30	4.63	0.96	1.88	2.84
	連結実質赤字比率	11.25	9.49	15.66	9.94	17.57	5.67	18.00	15.38
	実質公債費比率	10.4	3.6	5.2	8.0	11.2	13.4	12.9	8.6
	将来負担比率	205.8	11.6	83.2	93.7	102.5	100.1	108.1	71.9
財政力指数	0.88	1.03	0.87	0.79	0.90	0.90	0.95	0.91	
経常収支比率	98.6	92.7	95.8	98.6	84.5	98.2	91.3	88.2	
一般会計等歳出総額	232,072	141,684	149,755	177,002	195,308	149,745	153,472	153,136	
標準財政規模	94,579	100,895	80,960	102,167	114,097	96,095	99,739	98,073	
地方税収入	82,597	95,872	67,601	79,766	95,916	84,761	87,046	81,134	
交付税収入	7,163	351	9,688	17,497	12,491	9,273	7,600	9,988	
地方債収入	33,808	8,330	9,455	12,430	19,341	7,575	10,770	11,874	
人件費	35,006	37,965	28,835	35,097	33,067	36,492	32,788	33,071	
公債費	28,118	12,211	16,285	17,675	20,810	24,765	17,025	19,765	
扶助費	49,131	27,449	21,390	49,771	30,115	25,746	29,114	29,265	
地方債現在高	268,117	113,742	170,244	164,612	190,234	192,986	151,354	156,796	
〔標準財政規模で規模 補正した地方債現在高〕	(268,117)	(106,621)	(198,881)	(152,385)	(157,690)	(189,941)	(143,523)	(151,209)	
充当可能基金	19,283	15,463	17,772	14,952	36,551	18,391	10,194	25,732	
一般職員等	2,821	3,603	2,764	2,809	3,461	2,949	3,037	3,082	

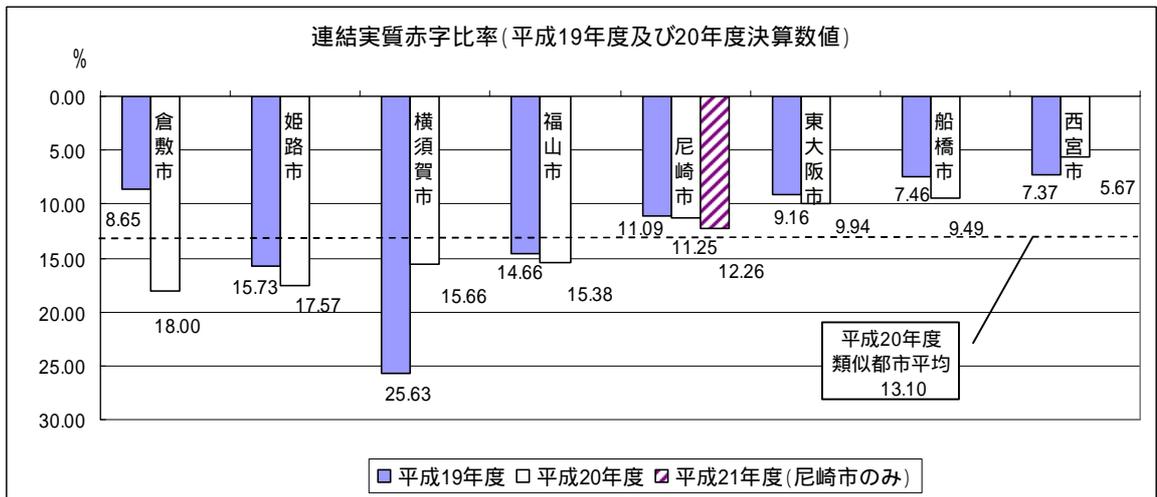
備考： 類似都市は、中核市のうち、人口42万人以上58万人未満、第二次、第三次産業95%以上、県庁所在地を除く都市を抽出している。

ア 実質赤字比率

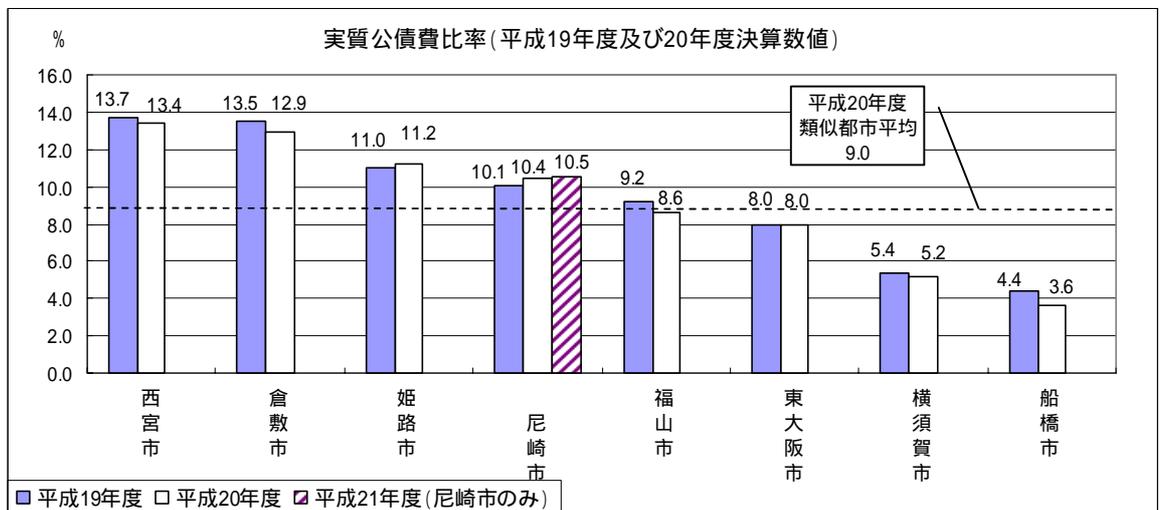


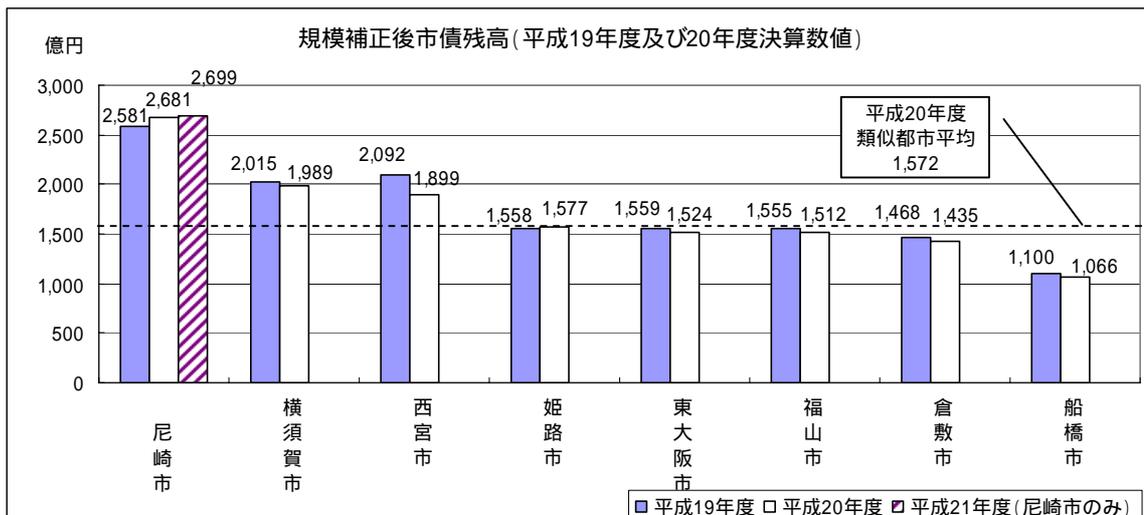
尼崎市については、平成21年度決算数値も表示している。(以下のグラフにおいても同じ。)

イ 連結実質赤字比率

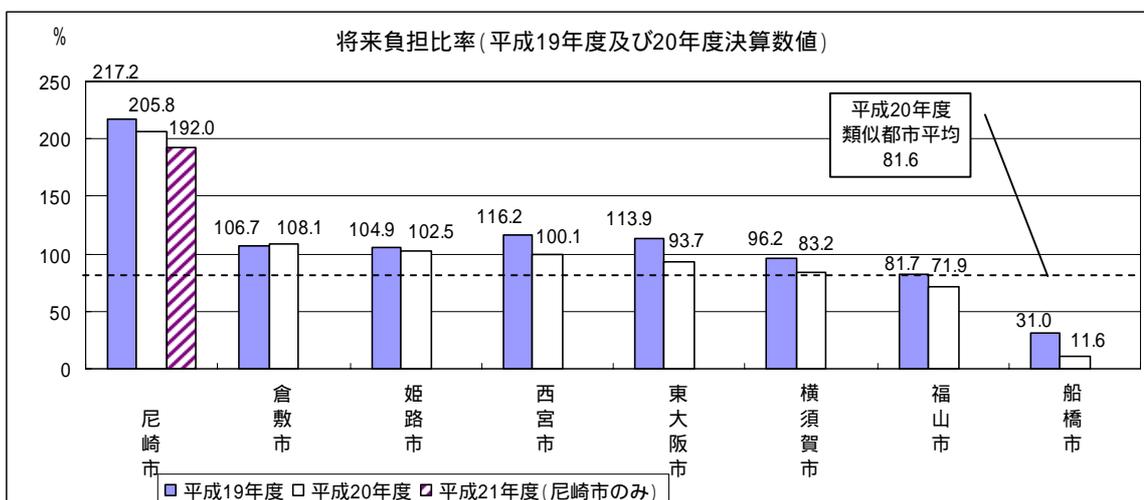


ウ 実質公債費比率等





## 工 将来負担比率



## (2) 将来負担額等(平成20年度決算数値)

(単位: %・百万円)

都市名	将来負担比率	標準財政規模	将来負担額	充当可能財源等	純負担額	市民1人当たり純負担額(千円)
尼崎市	205.8	94,579	372,403	205,263	167,141	361
船橋市	11.6	100,895	238,534	227,989	10,545	19
横須賀市	83.2	80,960	255,591	197,799	57,791	136
東大阪市	93.7	102,167	360,404	278,287	82,117	160
姫路市	102.5	114,097	390,156	291,346	98,810	184
西宮市	100.1	96,095	297,429	218,235	79,193	170
倉敷市	108.1	99,739	344,329	252,274	92,055	196
福山市	71.9	98,073	284,948	223,658	61,290	134

#### 4 用語説明（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料等から抜粋）

##### (1) 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものである。

##### (2) 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率である。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

##### (3) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

##### (4) 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

##### (5) 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

##### (6) 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。

標準財政規模から算入公債費等(元利償還金及び準元利償還金のうち基準財政需要額に算入された額)を控除した額(将来負担比率において同じ。 )。

(7) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額 に対する比率である。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

(8) 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

(9) 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

(10) 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。